

解 説

本集は、江戸時代の大石田にかかわる最上川舟運関係の史料を収録したものである。掲載した史料には冊子全部を詳録したもの、冊子の中から必要部分を抄録したもの、一紙のものなど種々である。

それらの史料を内容的に関連のあるものをまとめ、一つの章や節としたが年代の順次性を保つようにはなっていない。本集で使用した文書は神部芳則氏・本間家旧本邸・明治大学刑事博物館・山形大学附属図書館等に所蔵されているものである。それらの文書も本間家文書以外は、元は大石田に居住していた個人所蔵のものである。史料の出所については解説論の章や節の表題のわきに註記した。

神部家は神沼を神部と改姓した喜左衛門を初代としてから四代目にあたる源八吉富が、文化七年尾花沢代官鈴木喜左衛門支配のもとで大石田川船方役所下役を勤められた家である。その子神部鉄五郎吉命も父と同役を受け

継いでいる。

庄司清吉家は大石田村（新町）にあつて弘化年間以降組頭を勤め、併わせて船積荷問屋も行っていた。二藤部兵右衛門家は天保十五年（一八四四）以降四日町名主、船積荷問屋、船持惣代の外寛政三年（一七九一）には米沢藩御手船差配人も勤められた。戸田安助家は寛政年間以降、新大石田村（柏倉附）の名主、文政八年（一八二五）には米沢藩御手船差配人、戸田安太郎家は寛政年間以降大石田本町名主、寛政五年（一七九三）には船持惣代を勤められた。

田沢村の森家は江戸後期より庄屋役を勤める一方新庄藩御手船の差配にも携っていた。

いずれも最上川舟運と深く関った家々の史料である。

史料一 大石田川舟方手扣（嘉永四年）

・横浜市、神部芳則氏所蔵文書

本史料は、幕府が最上川舟運を直接差配するために設置した川船方役所に勤務していた川船役人神部家の五代

目にあたる神部鉄五郎（後に喜左衛門を襲名）吉命が、嘉永四年（一八五二）筆写したもので、川船役所の執務手引書とでも言われるものである。

内容は惣目録に記された通り三二項目からなり、川船御条目、川高札、難破船御達、御廻米積付送状、御城米積口并川下運賃、船寸法、江戸迄海上里程、商荷物運賃口留番所、最上惣舟持と舟数他が記録されている。

その中からいくつか内容を見ると、正徳二年（一七一二）に出した川高札の二には、破船の場合、浮荷物は三〇分一、沈み荷物は二〇分一を取り揚げた者へ遣すこと、天保十年（一八三九）の申渡書に海上難破の場合、浮荷物は二〇分一、海底に沈み荷物は一〇分一を取揚げた者に遣すことなどと記されている。

城米積口では、五人乗船の場合三五〇俵、四人乗船は二五〇俵であるのに、商人荷物の米になると、三七五俵、二七五俵と二五俵増し積みとなる。その外御定の外に水の浅深により一二〜三俵までの増減積みが認められていた。

大石田船方役所において役永（税）を取立てる荷出品目は一四種類あり、次の表1の通りである。

表1 役永取立品目

	品目	1 駄	役 永
1	青 苧	36×目	96文5分
2	紅 花	32×目	78文1分
3	煙 草	240斤	12文5分
4	刻煙草	32×目	20文8分
5	水 油	8 斗	10文4分
6	故 麻	1 石	10文4分
7	荏	1石8斗	5文5分
8	真 綿	32×目	104文2分
9	布	1 反	1 文
10	紬	1 反	1 文9分
11	蠟・漆	40×目	54文7分
12	干 粉	1 斗	5 文2分
13	鳥		52文1分
14	絹 糸	36×目	120文

註1. 役永取立 大石田川船方役所
2. 「大石田川船方手扣」より作成（嘉永4年）

また、運賃の一〇分一の役永を請取る河岸は、船町・大石田・清水の三河岸である。

商人荷物の酒田湊までの下し運賃は次の表2の通りである。

片運送とはいえ、酒田船が上郷より空船にて下る場合、船方役所の許可があれば次の物品を積み下げることができた。米大豆（三、四俵）たばこ（二箇）炭（二、三俵）

板(三、四間)。

また、大石田河岸において船切れをおこし、沢山の荷物が渋滞している場合、役所の許可があれば、四〇、五〇俵位まで積み下すことが許された。

表2 商人荷物運賃

	河 岸	中船1艘 275俵積	1俵二付	小船1艘 161俵積
1	舟 町	金6両 永77文5分	永22文1分	永3'512文 5分
2	大長 卷 崎	金5両1分 永140文	永19文6分	永2'950文
3	境ノ目	金4両3分 永90文	永17文6分	永2'700文
4	小 菅	金4両2分 永65文	永16文6分	永2'575文
5	大石田	金4両1分 永40文	永15文6分	永2'500文
6	清 水	金3両1分		永1'612文 5分

- 註1. 3人積みの積口は161俵の定めであるが場合により195俵まで認める。
 2. 3人乗船は小菅より上へは登させない。
 3. 小菅は大石田の河岸である。
 4. 境ノ目より上を上河岸と言う。
 以上「大石田川船方手扣」より作成

史料二 運賃定法書(年号不詳)

史料三 御廻米并商人荷物運賃(年号不詳)
 ・山形大学附属図書館蔵 庄司家文書
 ・山形大学附属図書館蔵 庄司家文書

●城米運賃

各河岸の城米積出口から酒田湊までの川下げ運賃を示した史料である。上郷車測河岸六俵を上限に以下半俵刻みの運賃となる。上流部では最上川口まで小川の舟運も行われており、その運賃も示されている。また、城米川下げ等米の積み出しに限って各河岸に数口の船場が設けられ、輸送の便宜が図られている。大石田河岸に所属する船積場として、小菅、大石田、深堀、芦沢、名木沢、毒沢等がその例である。

私領米の運賃については、城米運賃を基にして、それよりも一〇〇俵に付き一俵増しとした。さらに最上船に限り五厘増し(一〇〇俵に付き半俵)、冬至より雪中割増運賃として一艘に付き一貫文とすることとした。

商人荷物としての米の運賃については、上郷より中船

表3 城米運賃

	運賃	河岸名	小川賃
1	6俵	車測	
	〃	長崎	
2	5俵半	舟町	小川送賃 1斗8升5合
	〃	寺津	〃4升3合2才
	〃	炭塚	〃9升2合5勺
3	5俵	本楯	
	〃	新田	
	〃	蔵増	
	〃	羽入	
	〃	谷地	
4	4俵半	大堀	
	〃	貝塩	
	〃	押切	
	〃	蟹沢	
5	4俵	境ノ目	
6	3俵半	小菅	
	〃	大石田	
	〃	毒沢	

註 「運賃定法書」より作成
 (1) 私領米は城米よりも100俵に付1俵増
 (2) 最上船に限り5厘増(100俵に付半俵宛)
 (3) 冬至より雪中割増運賃(1艘ニ付1〃文)

第

2 貞享年山形御所替之御荷物指荷ニ罷成申
 二付、年寄中と舟方と双論ニ罷成申候次

大石田船方はこのことを堅く守ってきたが、酒田船方は戻り船にも荷を積もうとして大石田河岸に多数待機をする。また、米沢藩や新庄藩では指荷と称して指定船方に商人荷物を取り扱わせたり、御料の城米を戻り船に積み下げさせたりして秩序を混乱させている。

一艘(二五〇俵)の場合、一俵に付き水二匁式分老厘、大石田積の場合は水一匁五分六厘と定めた。

● 商人荷物運賃

商人荷物の運賃については、上郷積みの場合と大石田積みに分け、それぞれ品目毎に積載量、一駄および一俵についての運賃が設定されている。一駄の量についても品目毎に指示され、特に紅花はより詳しく段階的に運賃が決められた。

史料四 酒田川船古来も混乱請願聞書(抄録)(享保六年)

1 酒田川船古法有増聞書

最上川通船秩序としての「古法」が成立したのは慶安三年(一六五〇)とされる。大石田船は下り荷物を酒田へ、酒田船は登り荷物を最上へ積み登り、酒田、大石田共に戻り船には荷物を積まないという片運送の申合せを成立させた。

● 本間家旧本邸蔵

表4 商人荷物積口及び運賃 中船1艘ニ付
1俵ニ付

積口	上郷積	大石田積	備考
1 米	250俵 永2匁2分1厘	250俵 永1匁5部6厘	
2 大豆	米と同断	米と同段	
3 小豆	230俵 永2匁4分02	250俵 1匁6分956	
4 小麦	220俵 永2匁5分1	220俵 1匁7分727	
5 大麦	270俵 永2匁4厘	270俵 1匁4分45	
6 煙草	45駄 永12匁2分7厘		4箇1駄 1駄70斤造
7 水油	〃 〃	45駄 1匁4分45	1駄2斗入4ツ附ケ
8 柚子	〃 〃	〃 〃	
9 薬種	〃 〃	〃 〃	
10 元結	〃 〃	〃 〃	
11 狗脊	〃 〃	〃 〃	1駄 15'目入3ツ附ケ
12 藍玉	〃 〃		
13 荒物	〃 〃		
14 からはき	〃 〃		1駄 15'目入3ツ附ケ
15 荏草	〃 〃	45駄 1匁4分45	〃 1駄6斗入4口入
16 瀬戸物	〃 〃		
17 小間物	〃 〃	45駄 1匁4分45	3ツ附ケ1駄
18 鉄	〃 〃		
19 醬油	〃 〃		
20 砥石	〃 〃	45駄 1匁4分45	
21 鯉節	〃 〃	〃 〃	
22 下芋	40駄 13匁8分1厘	〃 〃	
23 銭	〃 〃		
24 青芋	38駄 13匁8分1厘	38駄 10匁2分6	
25 古手	〃 〃	〃 〃	
26 紅花	35駄 15匁7分36	35駄 11匁1分4厘	1駄 500匁16袋入定法
27 蠟	〃 〃	〃 〃	
28 胡麻	28駄	28駄13匁	
29 燈心	〃 〃		1駄2箇付
30 打綿	28駄 19匁7分3厘	28駄13匁	
31 菜種	〃 〃		
32 紙荷	40駄 13匁8分1厘	40駄	4箇ニ付1駄
33 古手		38駄 10匁2分6	
34 合羽		〃 〃	
35 繰わた		35駄 11匁1分4厘	
36 真わた		28駄 1'目ニ付銭20文	
37 酒			4斗入2ツ付1駄
38 板		45駄	4分板22間1駄6分板16間1駄
39 折器		〃	

註 運賃定法書「商人荷物上郷積・大石田積運賃」より作成

貞享三年（一六八六）七月、堀田下総守が福島への移封を受けて播磨姫路より松平大和守が山形に入封する。

松平大和守は山形私領米を大石田船のみに積み下げさせ、その戻り船に指荷と称して豊後国日田よりの荷物七、八千箇を積み登させる。この行為に対し、酒田船持九人衆が「古法」の通船定法に照して不当であるとし、山形役所に訴えに及び、大きな騒ぎとなる。古法破りを画策した鐘屋惣左衛門と上林七郎左衛門は過料金をもって謝罪し、内済和談した。勝手に積荷船を指名することによって古法のルールが破られていく。

3 （大石田船指荷ニ付）嘆敷罷成申事

貞享五年、鐘屋・上林両船差配人が、新庄・上野山・東根等の荷物を指荷扱いにし、大石田の船だけを雇い登したいと山形御役所に願い出る。これでは古法も破れ酒田船方の困難は明らかであるとして、酒田の大庄屋船持方一三〇、四〇人が鶴岡の役所に集まり総決起をする。大石田船が運んできた荷物に対して海船に積み込むため

の沖瀬取船を出さないという対抗手段を申し合せる。この対抗手段を盾に古法を守ることができたという。

4 山形御手船数拾艘出来仕候ニ付、新規舟之儀ハ不罷成、古法申上、右之船共御私ニ成候事

元禄年中、鳥居公の時代、山形藩では蔵本所有の酒田船五、六艘、大石田船等を購入し、御手船数十艘を仕立て、これを大石田河岸に預け置き運用することになる。

外に新庄藩も御手船を所有している。御手船は町船と異なり、古法にもとづく定法の適用をうけないため、町船所有者である船方衆の業務を圧迫する結果となる。

そのことを恐れた酒田の船方衆が騒ぎ立て、山形の新規御手船造立の中止を求めて訴訟事件がおこる。

5 御城米御運賃増願仕候事

宝永七年（一七一〇）諸星内蔵助代官（尾花沢・寒河江）の時に、諸色高直、船立困難を理由に御城米運賃一俵増を江戸に願い出る。その背景には寛文十二年（一六

七二) 河村瑞賢の西廻海運による江戸直送の開始に伴い、最上川沿岸の積出場も整備され、その積場の整備には船持方の資金提供が強要されていることも含まれる

この「一〇〇俵ニ付忝増願」は認められ、翌正徳元年(一七一二)から五カ年季一俵増となった。

6 運賃引下げ并新規船場願

大石田差配に対する上郷船持の不信不満が露顕した問題である。最上商人荷物(紅花・青苧・麦・大豆・紙・たばこ他)の大半は馬にて大石田に駄送し、そこから古法にもとづいて甲乙順序よく酒田へ積み下してきたが、段々大石田問屋船持共が横暴になり、甲乙の順序を無視し、大石田近郷の商人荷物の利益を優先に積み下すようになる。このことについて、山形・左沢・米沢等上郷商人が改善を求めて長瀬役所に訴えてきたが埒が明かかなかった。

更に正徳五年(一七一五)寒河江の藤内を中心に、上郷商人に酒田船方も加わり、大石田独占差配に対抗する

動きが起こる。即ち、上郷の本楯に新河岸を設置し、大石田までの陸送を軽減し、大石田の独占を排除する。更に城米輸送の運賃を大石田よりも一〇〇俵に付き二俵(二分)引き下げて請負たいと願い出る。その動きの中心的人物である藤内・市之丞・権助の三人が、当時の寒河江代官拓殖兵太夫に願い出たものである。

これは大石田独占に対する抗議の火ぶたを切ったものであったが、新河岸の設置は認められなかった。運賃の二分引下げについては大石田船に対しそのように命じられた。

7 只今願申候運賃手取高之事為調候問書記申候

艀四人乗船は酒田・大石田間の積載量は塩目にして七〇俵である。運賃は新銀で四五五匁、その内一割を荷宿が手数料として引去ると手取高が一八貫八〇文となる。

この現行運賃に対し酒田九人衆が「引下げ」を願い出る。新金(乾金)一両につき四貫四〇〇文、一〇両に付き米九俵半とするというのである。この値下げ案を実施すれ

ば五カ年分で九〇〇〇両にも及び、大勢の救いとなる。これに対し大石田の船方衆は強く反対し、大きな騒ぎとなるがその決着はつかなかった。

これは、自国と他国との間に金銀相場に差違があり、船方は他国の金銀を手取りとし、諸職人方は自国の金銀を手取りとしているため、一概に値下げを論ずることはできないというもの。

8 惣而船方願ニ付指令申訳

新庄御手船は古法時代は三〇艘といわれてきた。ところが古法が破れ、御手船が段々多くなり、特に清川の船持方にとっては大打撃を与える結果となる。一年に七、八度も最上へ上下していた清川船が近年になって二、三度しか荷請けできないほど追ひ詰められる。六月以降には七〇日も船方稼業休止の状態に陥る。

積み請け荷物を求めて清川舟は大石田へ登り、荷宿と交渉する有様である。御手船による町船圧迫を軽減するために、船方独自の指荷荷請けができるようにしたいと

いうもの。

12 上荷順番并問屋ニ而順番きらい申事

元禄十年、本海船と陸揚地の間を往復して荷物を運ぶ上荷船に酒田川船が依頼される。その瀬取りを行う船順番をめぐる問屋方と船方（問屋の子方）との間にもめごとがおこる。そのことについて問屋方から申立ての条々は次のことである。

① 最上大名方廻米の際、瀬取船を雇う場合、舟方順番は平均になるようにするために海船に支障がおこることを。

② 沖出船の場合は急を要するため、順番に関係なく、勝手次第に雇っても差し支えないこと。

③ 大方の海船が出船する場合、瀬取船が不足するので何船にかかわりなく雇船し順番に関係なく対応すること。

④ 潮の満干により、上荷瀬取船の動きが変わるので、潮に合せて、順番に関係なく雇船すること。

⑤ 蔵米や町蔵よりの俵物等を海船に積む場合、日和を見又は上方相場の高値が聞こえたら直ちに買い込み、雇船順番に関係なく積み立てること。

⑥ 問屋と関係のない船が雇用されると我俣申して積荷が順調に進まなくなる。問屋たよりの船々で積荷をすること。

以上問屋方より申し出た六カ条について船方も了解され、宝永年中九年間継続する。その後正徳元年に改正になり、順番が決められた。

(なお本史料は『酒田市史』史料篇四に全文が収録されている)

史料五 御手船

1 米沢御手船乗水主請状定(寛政三年)

● 山形大学附属図書館蔵 二藤部文書

米沢藩上杉弾正大弼の所有する御手船に乗船奉公する水主と所有者との間で取り交わした請状である。請状定は八カ条から成り、水主が年貢米に詰まり借用した身代

金を確実に返済するための約定である。

米沢藩の御手船は、大石田河岸預けとして常駐させ、御手船差配人(御用達)は四日町名主の二藤部兵右衛門がその任に当たっていた。

給取として雇用された船乗水主本人の外に人主(身元引受保証人)と請人(貸借関係保証人)を連記している。

雇用される船乗水主は三五名、公料の大石田村、四日町、本町外近郷の村々、新庄領横山村、庄内領清川などの人々が雇われている。

2 米沢様御手船通船御人用請負方聞書(文政八年)

● 山形大学附属図書館蔵 戸田家文書

寛政、弘化年間にわたり約五十年間新大石田村の名主役を勤めた戸田安助の手扣である。米沢御手船の船頭を長年勤めた川端の斉藤八兵衛を招いて聞きだし、書き記したものと後記されている。

戸田安助が米沢御手船の通船を請け負う場合の諸人用計費を調べ上げたもので、微細にわたる記録である(表

表5 通船入用金

	項目	金額	備考
1	たばこ荏油	20文	1人分ニ付
2	冥加金	400〆	壹艘ニ付 舟方役所へ
3	判 銭	195〆	(130文)古口(下) (35文)清川(上下) (30文)堀ノ内(上)
4	宿 銭	800〆	左沢、古口、清川、酒田
5	荷上げ祝	150〆	大石田(50文) 酒田(100文)
6	船出祝	150〆	船出祝、飯米・小豆代
7	舟渡陸踏引	980〆	道送貨 1艘分
8	舟支度賃	35〆	1艘ニ付
9	出舟酒代	30〆	出舟并乗附酒代
10	帆仕立酒代	100〆	
11	正月船祝	400〆	塩引外賄料
12	初尾料	24〆	1幟分
	計	3貫284文	

- 註1. 文政8年「米沢御手船通船入用請負方開方二面扣」市田安助手扣より作成
 2. 諸入用金・船道具・諸物品は12月5日頃に前渡しとする。

5 表6 通船入用物品

	物 品	内 訳
1	糧 米	4人乗り10日俵(3斗6升入)1人ニ付 9合
2	味 噌	1人ニ付30匁
3	帆 立 筵	7枚(1カ年分)
4	前 張 筵	8枚(1カ年分)
5	罎	10枚(1カ年分)
6	舟 罎	3枚(1カ年分)
7	罎權・打罎	痛み次第取替渡す
8	舟 棹 石 突	
9	桶	堀桶・ホジ桶(大納)
10	二 房 綱	
11	大はんどら藕	痛次第相渡す
12	腰 〆	不時々相渡す
13	皮	しな皮・ふとら皮(通船毎)
14	帆 薩	36枚宛 1年分
15	帆 竹	不足分
16	小 手 縄	〆
17	青 李 太 綱	2×500匁(4人乗)3×匁(5人乗)
18	〆 細 綱	800匁(〆)1×匁(〆)
19	帆 柱	痛次第取替
20	帆 桁	〆

註 前掲表5と同史料より作成

- その外、米沢藩との約定は次の通りである。
- (一) 船頭の給金は水主の一割増 外に手当二朱
- (二) 難破船の場合の諸入用は藩から出される。
- (三) 船支配人の給料は扶持米一八俵(五斗八)
- 給 金二両二分
- (四) 米沢藩から苗字帯刀が許される
 酒田までの請負運賃米は五俵九分

表7 御手船造立入用金（2艘分）

項目	数量	金額	備考
鉄	10箇	10兩 15匁	
同 諸掛り		3分2朱 11匁8分1厘	
鋸	57・500匁	7兩2分 6匁6分6厘	
鉄	5こ	5兩2朱 6匁7分3厘	
々	1ヶ	1兩1分 11匁7分4厘	
兼治細工打賃		6兩3分 4匁6分9厘	
計		32兩 4匁4分3厘	

釘 代		1 231文	
板		32兩	
板		4 600文	
屋小屋道具		13 880文	
帆 柱		2兩	
帆 桁		2分	
櫓 櫓	2丁	3 400文	
打 櫓	8枚	3 600文	
船 竿	12本	6 600文	
帆 行	96本	1 538文	
帆 御座文	288本	10 80文	
帆 車	4ツ	400文	
船 名木		7 20文	
笠 蓑 蓆		7 文	
綱		10 660文	
合計		2兩2分 49 598文	

項目	数量	金額	備考
桶・箱・鉢		2 907文	
鍋		3 80文	
膳方入用道具		2 56文	
刀 物		2 150文	
松 皮		840文	

舟 大 工	197人半	5兩 497文	
本 挽	18人半	1分2朱 751文	
人 足	3人	450文	
舟頭雇賃	63人	5 40文	輸送中

米	7俵	1兩1分 541文	
味噌	9斗	1 286文	
醬 油	2斗5合	250文	
酒	5斗1升	4 140文	
野菜		3 530文	

合計		5 80文	
飛脚賃		2 550文	
合計		6兩8分2朱 24 830文	

総合計		89兩1分 757文	2艘分
1艘分		44兩2分2朱 378文	

雑音等	4ツ	4兩 730文	
-----	----	---------	--

註 文政8年(1825)「御手船御造立式艘平均仕上帳扣」より作成

表8 御手船次七乗船上下入内訳

内容	計費	備考
1 米	5俵2升	1人1日1升
2 味噌	錢560文	々30匁
3 茶・塩・薪・野菜等	々3 840文	々20匁
4 船役所上納金	々 400文	(表9)
5 通船定一式諸料	々2 675文	
6 船渡場・橋・道造賃	々 575文	
7 諸買物代	錢4 771文 金1兩2朱	(表10)
合計米 5俵2升 金 1兩2朱	錢 13 281文	

註 前掲表7と同資料より作成

あることが分かる。
立計費は四四兩余である。

造立諸費は別表7である。一艘分の造

ある。
の家主役戸田安助で

田村(新大石田村)のは、佐倉藩領大石

の決算報告書である。御手船造立の一切を負請差配した

3 御手船御造立式艘平均仕上帳扣(文政八年)
・山形大学附属図書館蔵 戸田家文書

(五) 船頭・水主の給金は前渡とする。
(酒田湊にて米沢藩役人より受取る)

表9 通船定一式諸掛

	内 容	計 費	備 考
1	酒	錢 1 匁 200 文	1回400文、舟支度、舟仕まい。1、8、15日他、難所通可
2	宿	錢 〃 1 匁 720 文	1宿 200文 舟町、古口、清川
3	判	錢 〃 205 文	下り 古口・清川上り清水・堀ノ内
4	差 上	錢 〃 150 文	大石田船役所 酒田役所
5	蒿	代 〃 200 文	
	合	計 〃 3 匁 680 文	

表10 諸買物代

	内 容	計 費	備 考
1	帆 柱	金 1 両	
2	舟 堂	錢 170 文	2 枚
3	し な 綱	〃 320 文	1 卷
4	打 權	〃 320 文	1 丁
5	立 く ら 板	〃 350 文	1 枚
6	帆 桁	金 2 朱	1 本
7	し な 皮	錢 220 文	1 匁 目
8	帆 筵	〃 280 文	8 枚
9	權 鉢	〃 65 文	1 ツ
10	舟 棹	〃 300 文	1 本
11	垢 柄 杓	〃 32 文	1 本
12	膳 造 作 用 板	〃 2 匁 50 文	2 枚
13	舟 大 上 一 筆 料	〃 274 文	
14	艫 櫂 椀 木	〃 560 文	
15	枕 ツ カ ミ	〃 140 文	2 丁
16	落 釘	〃 45 文	3 本
17	ツ バ ク ラ 釘	〃 8 文	3 本
18	ま き 手 子	〃 60 文	2 ツ
19	桶 輪 替 賃	〃 55 文	
20	か ぎ 竹	〃 22 文	
21	瀬掛リニ付小舟雇賃	〃 300 文	庄内ニテ
22	米水揚用橋板掛ケ料	〃 200 文	
合計		金 1 両 2 朱 錢 4 匁 771 文	
その他		錢 575 文	
		舟町～元合海間の船渡場 橋賃 _舟 道造賃	
船頭次七乗船			
総合計		米 5 俵 2 升 金 1 両 2 朱 錢 3 貫 281 文	

註 表9・10は前掲同資料より作成

4 御手船六艘并四艘通船上下入用書上帳控

(文政十一年)

・山形大学附属図書館蔵 二藤部文書

御手船が最上川を船町から酒田まで上下通船するのに要する諸費用を書き記した控帳である。四人乗船一艘の通船にかかる費用は別表(8、9、10)の通りである。

この中で注目をひくのは酒代である。ことある毎に酒代がある。舟支度と舟仕廻、出船と着船の祝酒一日、八日、一六日他の御酒、難所通過御祝儀、船掃除川ノ口乗附酒代等である。

5 御用船書上帳(明治四年 田沢村)

・山形大学附属図書館蔵 森家文書
城米積み立て用として造立した御用船（丸木船七艘）

に要した諸計費取調帳を田沢村庄屋森莊治郎が新庄藩下
谷地御代官に差し出したものである。

請負大工は川端の文七、造船責任者は田沢村の組頭で
もある小菅の三五郎である。

新庄藩の御下渡金と村方出金によって造立したことが
記されている。

新庄藩では古法といわれた時には三〇艘もの御手船を
所有し、そのうち何艘かは横山河岸に常駐させているが
この船は多分田沢河岸場において専用したものである。

史料六 最上船方差出明細帳（寛政五年）

・山形大学附属図書館蔵 二藤部文書

寛政四年（一七九二）八月は以前の川船請負差配役制
に代って幕府直営の直差配制となる年である。そのこと
にともない大石田には川船方役所が設置され、施設設備

を完成させるのに約一年の歳月を要した。船方役所建設
にともなう諸計費は惣船持の負担によってまかなうとい
う約定が交わされる。

本史料は、その際の収支決算の明細を記したものであ
る。即ち、寛政十二年（一八〇〇）一月十三日、江戸表
御役所より大石田川船方御役所に対し、その写を遣わさ
れたものを、後に川船方下役人をしていた神部氏が写し
取ったものである。

本史料によると、収入の主なもの、幕府よりの御下
金二二両、惣船持の拠出金九八両等合計一二七両、支出
では土地購入費三三両、役所及び門、長屋等の普請代三
二両、大工六八二人、左官九人、屋根葺八四人等諸職
人雇賃、畳やすだれ等設備方端にかかわる諸計費等支出
の合計一二六両余となっている。

当時、費用を拠出した清水から長崎間の惣船持は六〇
名を教え、明細帳に署名した船持は二六カ村にわたり、
大石田二〇名、東根六名、横山四名、谷地三名、古口三
名その他各一名となっている。

新役所建設までの間、仮役所は船持惣代を勤めていた戸田安太郎の私宅が建てられていた。

史料七 船道吟味

1 大石田村舟持百姓御答扣(延享四年)

・山形大学附属図書館蔵 二藤部文書

享保八年(一七二三)から延享三年(一七四六)までの約二十三年間、大石田差配を排除し、実施してきた上入会運送も行き詰まり、幕府直轄地の拡大に伴う城米川下げ量の増加等もあり、通船事情は難局を迎えていた。

それを打開するために幕府は、延享四年七月、「船道吟味役」として神山三郎左衛門巡検使以下一四名を下向させ、およそ二カ月間にわたる実状調査が行われた。調査対象とされた大石田惣船持二一名(平岡彦兵衛漆山代官支配所九名、蔭山外記尾花沢代官支配所二名)からの聞き取り調査が行われた時の返答書の内容である。その内容は四項目から成っている。

その一は、寺津・寒河江・舟町・横山等いわゆる上郷

舟は合計で七五艘所持しているがその内三拾艘は大石田が所有する詭船である。従って実質的な上郷所持船は少なく、上郷だけで船運送に対応することは無理である。事実上郷地域は紅花・青苧・たばこ等生産の多い場所であるため、上郷四五艘の実船をもって運送しても運びきれない。それを大石田の船及び詭船を利用しないと出来ない。

その二は、最上川船差配役は漆山の片桐善左衛門外四名はすべて上郷の船持である。そして、従前同様の運賃で通船している。しかし、当時上郷には船持がいなかったため、運賃の上げ下げは船渡世には関係なかったため、船上下の度毎に一艘に付き鏝四百文ツ、取り立てていた。

その三は、上郷の船差配人は舟方勝手手の船割をし、特に利益のあがる商人荷物は大石田船へは一向に船割をしない。そのため自分／＼の才覚によって荷主相対をもって荷請けをしなければならぬ。才覚のない船持は利益の上がらない城米と私領米運送だけで渡世をしなければならぬ。

その四は、大石田河岸出し荷物は、上郷生産の紅花・

青葙・たばこである。これは、三難所での難船等のことを考える商人共が陸付けをする荷物である。この量は船数にして三〇艘程になる。また、近在から出す穀類積船一〇艘程である。この三〇艘分の荷物を下すのにやつとである。大石田船を横山や寺津等に舟人会にして運送すればらくに積下げられるのにそれをしない。大石田船を無視した舟配りで不明なやり方である。

上郷差配に対する不満、通船仕法の改善の必要性を求めた返答書となっている。

2 乍恐以書付奉願候（延享四年）

3 乍恐以口上書奉願上候（延享四年）

・山形大学附属図書館蔵 二藤部文書

延享四年、最上川船道吟味の任を帯びて下向した幕府巡検使神山三郎左衛門に差し出した願書である。差出人は漆山代官平岡彦兵衛支配所舟持九名、尾花沢代官蔭山外記支配所舟持一四名、堀田相模守知行所（柏倉附）舟

持六名、計二九名の大石田惣船持である。

願書の内容は、一つは現在の通船運賃体系は享保八年の上下入会運送当時に定められたものであるが、今では米高直、銭下直となり船方渡世に難儀をきたし、船数は年々減少の一途をたどっている。船々の修覆にもことかくありさまである。運賃の値上げ（一俵増）をお願いする件。もう一つは、享保八年に成立した上郷・酒田差配体制を改め、大石田河岸からも五人の差配人を任命し、上郷・大石田・酒田の連合差配体制にすること等を嘆願したものである。その際、新庄領横山に移した船会所を大石田にもどし、大石田立会のもとに川船運送を確立すること等も願っているが、この時の会所移転願いは取りあげられなかった。

「神山三郎左衛門の建議」〔大石田町史〕上五三七

現地調査や船持衆の願書等をふまえて、神山が幕府に建議したことは以下の通りである。

① 最上船は下り荷物、酒田船は登せ荷物ばかりを運送し、帰りは空船とする片運送とすること。

② 御城米川下賃として、最上船に限って五厘増とする
こと。

③ 川通り取締役として、本町名主六右衛門、堀田模相
守領分大石田村大庄屋与左衛門を差配役に加えること。

④ 上郷差配役五名 大石田差配役二名の七名で通船を
とり行うこと。

⑤ 上郷漆山善左衛門と大石田差配役一名の合判をもつ
て通船切手を差出すこと。

⑥ 通船一艘につき差配料として鑢四〇〇文ヅ、取立て、
七人の差配役で配分すること。

⑦ 荷物運賃一〇分一は、船町・大石田・清水の三河岸
の荷問屋が世話料として取り立てること。

⑧ 享保八年以来、上郷河岸の分は、寺津村は吉次、楯
西村は善内、横山村は勘兵衛が積荷切手を船頭へ渡す
こと。運賃の一〇分一は取らないことにする。

(運賃一〇分一取来候)

⑨ 川案内船は七艘に限り、船持差配人が仰せつけるこ
と。

⑩ 長崎より清水までの通船については、有船順番甲乙
なく運送取り図り、公正を期すこと。

延享四年(一七四七)、この神山建議にもとづいて、
享保八年(一七三二)に実施した新法(上下入会運送)

を改正し、片運送として最上川船の統制が、大石田・上
郷の連合差配のもとに行われることとなる。

4 船道三付江戸登せ連判(一札之事(享保十年))

・山形大学附属図書館蔵 二藤部文書
四日町百姓四〇名が同町名主岡村半右衛門外九名に對
し差し出した「船道三付嘆願」である。

享保八年の舟運改革において、大石田河岸は追放され、
最上川船請負は停止となり、大石田にあった船会所も横
山に移されることになる。これに對し、大石田四方村の
船持百姓三八五人の代表として三〇人が出府し、上郷を
相手取り提訴する。その後も大石田河岸船差配の復活を
求めて数年間江戸表に出願する。地元でも代官が替わる
度毎に嘆願を繰り返してきた。しかし、この結果は「願

之筋御取上ケ無御座候」と却下であった。

この度の嘆願書も、名主、組頭以下六名に対し、早急に出府し、大石田差配と船請けの復活を求めるよう村役人に奮起を促したものである。

5 最上船持江御尋ニ付奉申上候書附(寛政三年)

・山形大学附属図書館蔵 二藤部文書

幕府尾花沢御役所からの「船道仕法」についてのお尋ねに対し、村山五カ分(寒河江・柴橋・漆山・尾花沢・長瀬)代官支配所の船持共が差し出した返答書付である。

惣船持の衰微が著しく、年々減船の一途をたどっている。これ以上減船が続けば廻米輸送にも差支える。この事態の打開策は幕府直差配しか方法がないとした上で、これまでの仕法を改め、新規の方法・六項目の内容を提示したものである。

主な内容を見ると、通船年六回、内三回は城米と私領米、残り三回は商荷物とし、内二回は上郷河岸積、一回は大石田、清水積とする。この差配料は一回につき四〇

〇文年六回分で二貫四〇〇文とする。荷宿世話料(運賃の一〇分一)取立は船町、大石田、清水の三河岸とする。上郷三河岸(寺津・寒河江・横山)二回分の川下げ運賃は金一二両永一五五文を上納する。

城米・私領米の雇船は二二五艘程度とし、この差配料は九拾貫文、上郷三河岸取り扱いの商人荷物積船は一五〇艘程とし、荷宿世話料は金九一両永一六二文五分とする。その他、幕府が直轄差配に移行するにあたり、その運営方法や舟運秩序について、各支配所の船持から具体的な意見を聴取したものである。

旧来の方法を踏襲しながらも改善を図るべく細部にわたるお尋ねであり、返答にも具体性を帯びたものである。

史料八 覚

1 覚(登運賃引下ケ交渉入用金)(享保十六年)

・山形大学附属図書館蔵 二藤部文書
新庄・大石田・山形など二カ村三二名からなる最上の百姓・商人が、その惣代大石田の次左衛門、長崎の源

右衛門との間に取り交した覚書である。

覚書の内容は、酒田湊から最上へ登す荷物の運賃が高く最上郡中の百姓、商人が困っている。酒田の船持差配人に対して度々引下げをお願いしてきたが、酒田船持が考慮に入れようとしなない。それで最上郡中の惣代として二名の代表を選出し、酒田との交渉に臨むこととする。

その交渉のための資金として二〇両を集め、惣代に手渡す。もし不足することがあってもこれ以上の出金はできないが、もし、引下げの願いが成就した場合、その引き下げの一カ年分を出し、江戸入用の費用とするという約定書である。

- 2 覚 (請取書 七左衛門から兵右衛門へ) 宝暦十二年
- 3 覚 (請取書 船会所から兵右衛門へ) 宝暦十三年
- 4 覚 (請取書 七左衛門から兵右衛門へ) 明和元年
- 5 覚 (請取書 治右衛門から兵右衛門へ) 明和二年

● 山形大学附属図書館蔵 二藤部文書
四通とも二藤部兵右衛門宛の請取書である。宝暦十年

から明和二年の間は年季請負制による差配が行われていた時で、上郷八、大石田八の一六名の差配人が置かれていた。この書付けに出てくる高揃の村山治右衛門、漆山の木暮七左衛門、横山の太内勘兵衛は上郷の差配人である。

請取書の内訳は差配料と大石田河岸の荷宿が取立てる運賃の十分一の役永である。役永は通船一艘につき四〇〇文であった。

船会所の役方として年番・月番を勤める二藤部兵右衛門は集金業務にも当り、それぞれ差配役に配分した際の請取書である。

岡村半右衛門、今野三次郎、清水治助は大石田、布川善内は本楯、大内勘兵衛は横山の差配人である。漆山の木暮七左衛門は横山船会所、高揃の村山治右衛門は大石田舟会所の責任差配人であった。

- 6 覚 (船会所入用内訳) (明和二年)

● 山形大学附属図書館蔵 二藤部文書

三藤部兵衛門が川船会所に立て替えた入用金の明細書
を記したものである。会所入用、川道入用、年季明吟味
入用、川船方差配役の各河岸出役入用等が主である。

宝暦十年から明和二年にかけての冥加金請負が行われ
ていた時期である。川船請負差配人は上郷八人、大石田
八人の一六名である。上郷が村山次右衛門（高揃）・片
桐善左衛門（漆山）・木暮七左衛門（同）・奥山九郎兵
衛（成生）・井上金右衛門（楯北）・吉左衛門（寺津）・
布川善内（寒河江）・大内勘兵衛（横山）、大石田が村
岡六右衛門・次助・高桑与左衛門・岡村半右衛門・杉原
五郎左衛門・沼沢又左衛門・設楽太右衛門・今野三次
郎・以上八名宛一六名の差配人によって、暎加金年二五
〇貫文（六二両二分）で三年間の年季請負となっていた。
出役料をみると山形御料河岸、尾花沢上郷河岸、同下
河岸、米沢御預所河岸があつたことが分かる。

史料九 證文・約定書

1 船頭奉公證文之事（万延元年）

●山形大学附属図書館蔵 庄司家文書
船の所有者である船持が、その船を操作運用する船頭
や水主を雇用する場合の約定証文で、ほぼ定形的な書式
である。

本史料は万延元年（一八六〇）船持（庄司）清吉が雇
用していた仁吉の急死にともない、その跡式として久兵
衛を雇った際のものである。二カ条の約定と二人の保証
人が添えられ、契約不履行の場合に対処した証文である。

- | | | | |
|-----------|--------|------|-------|
| 2 積口證文之事 | （安政三年） | 御手船頭 | 左之助 |
| 3 積請申一札之事 | （安政七年） | 〃 | 喜七 |
| 4 積請申證文之事 | （万延元年） | 〃 | 左之吉 |
| 5 同 右 | （万延二年） | 〃 | 吉之吉 |
| 6 同 右 | （文久元年） | 酒田船頭 | 武一郎 |
| 7 同 右 | （同 右） | 御手船頭 | 与治右衛門 |
| 8 同 右 | （同 右） | 〃 | 留次 |

●明治大学刑事事博物館蔵 森家文書

新庄藩の御手船の船頭が田沢村庄屋森莊次郎との間に

取り交わした証文である。即ち新庄藩下谷地郷の私領米を城米として幕府に収めるために御手船が積み請けをしていることが分かる。

9 差上申濟口證文之事（文政四年）

・山形大学附属図書館蔵 二藤部文書

幕府評定所に差し出した濟口證文である。訴訟人は楯西村船持善蔵外二四人、相手は飽海郡酒田湊川舟差配人此治外七名である。

係争の経過は以下のようなものである。

川船方役所の修覆および船会所の任用については、最上船方と酒田湊船方からの差出銭で取り賄うこととし、不足の場合は最上船持へ割当ててきた。任用については明細帳を仕立て、川船方役所から改印を受けてきた。それが文政元年になると酒田湊川船差配人から舟方困窮につき以来差出金不可能という通告を受ける。

差出金について、これまでの経過をたどってみると、寛政四年（一七九二）の改正後、大石田の安太郎が船方

惣代の任につくが、川船方役所および船会所の運営入用に困窮をきたしたため、酒田湊川舟差配人と相談し、合力銭として

・酒田船大石田荷揚げ一艘に付き一〇〇文

・同 上郷行 〃 二〇〇文

をいただくよう話がまとまり、会所の運用資金としてきた。ところが文化七年（一八一〇）、安太郎が病死以後合力銭についての断（ことわ）を申入れてくる。

安太郎船方惣代の後役太右衛門が仮惣代となり、酒田側に対しこれまでの通り合力銭の協力を依頼する。その結果文化八年から同一四年までの七年間は協力はするが年季が明ければ合力銭は中止とすることに同意し、證文も差し交わす。しかし、その後も双方の間に意見の不一致のこともあったが、文政四年九月一日から同七年八月一日までの三年間、酒田差出銭という名目で、一艘につき、酒田荷物大石田揚げの場合は鑿五〇文、上郷行は同。〇〇文を酒田差配人より大石田船会所に通船毎に切手を差出すことで合意する。これが濟口證文の概要である。

10 差出申一札之事(安政四年)

・山形大学附属図書館蔵 庄司家文書

船持清吉と水主奉公人伝治との間に取交わした借金返済のための契約証文である。何時まで何如様にして返済する予定であるかが記載されている。

請人とは貸借関係における保証人のことで、請人になる場合には請状を提出し、その責任の所在を明らかにした。人主は人請人とも称し、請人よりもさらに強く奉公人の身元保証したものである。

11 差上申一札之事(文化四年)

・山形大学附属図書館蔵 二藤部文書

荷問屋および牛方・馬方他荷物取扱人と依頼者である荷主との間に取り交わされた約定書である。遅滞、紛失抜荷、濡潤、荷損、賄賂等不埒な取り図らい、迷惑をかけた場合の保証についての約定で、その責任の所在が明らかにされている。

史料十 届・願書

1 乍恐以書付奉願上候(元治二年)

・山形大学附属図書館蔵 庄司家文書

船持清吉が大石田川船方役所に対し、貸金返済滞納の件について願い出たものである。その一は相手(被告)が大浦村船頭の伝治と請人新太郎、同百姓吾助の滞納、その二は大石田村水主甚五郎と請人伊作の滞納のことで貸金返済を求めたものである。

貸金返済滞納にあった船持清吉は、新たに船頭や水主を召抱えはしたものの、給金支払も不可能となり、通船に関わる向船は勿論、船持相続も困難な状況に陥っているので返済方について船役所からも督促を求めてほしいという願書である。

2 乍恐以書付奉願上候(文政七年)

・山形大学附属図書館蔵 二藤部文書

大石田四日町の船持兵三郎が、仮惣代清次郎、船持長

兵衛、惣吉の三人を呼びだし船方取立銭の不正について糺明するが、その不正問題について川船方役所に対しても船方取立明細帳を吟味し、不正糺明を行うこと、惣代選びを公正に行うことを求めた願書である。

願書提出に至るまでの経過は次の通りである。

まず一つは不正糺明である。船方明細帳を期限までに提出しないことを理由に惣代兵右衛門、儀兵衛、円七、清次郎、卯右衛門の五名が四日町名主半右衛門から不正吟味のため追求を受けたこと。

その後、太郎右衛門、勘之丞、作右衛門の勤役中、太郎右衛門が船方余内銭の取立について不正をたくらみ、明細帳の提出を拒否したために御役御免となったこと。さらに惣代に兵右衛門、儀兵衛、長兵衛、円七、清次郎、佐七の六名をすえたが、清次郎、長兵衛、惣吉が不正なる企みを行い、船方諸勘定を明細帳への印形を拒み、さらに舟々より取立銭を預り置きながらいまだに勘定清算をしていない等疑念があがってきていること。これが願書までの経過である。

二つは、惣代選びである。ごく親しい間柄の者だけを選んでいるが、船持一統相談の上に、身元直躰なる者を選び、惣代持連印をもって選ばなければならないことについても言及している。

3 乍恐以書付御届奉申上候（寛政三年）

（註・柴橋御役所ニ而米沢様御手船御吟味中

「御用留」

寛政三辛亥年六月 通船差配人 忠右衛門）より

・山形大学附属図書館蔵 二藤部文書
鈴木喜左衛門尾花沢代官所の船差配人忠右衛門が他の四人と共に米沢藩御船の通船差配を請け負っていたが、金主である榎岡町太右衛門が病死、名木沢村織部が病乱のため引退を余儀なくされる。両人の跡式を忠右衛門が引き継ぐために柴橋役所に掛け合う様子を目を追って記述したものである。

4 乍恐以書付奉願上候（天保三年）

(註 456 は天保三年辰正月「御用留覚帳」立会舟持安
三郎)より

・山形大学附属図書館蔵 二藤部文書

船持清吉、同安太郎が川船方役所に提出した願書である。

願書内容は、最上川船が減少し、城米川下げが三番までずれこむ状況にある。これでは船持の成り行きは困難をきたす。何とか二番川下げにとどめるようにするため、城米川下げは四人乗二五〇俵積が通常であるが七〇艘の内四〇艘を五人乗にかえて、一艘につき百俵の積み増しをできるようにしてほしいという願書。

5 乍恐以書付願上候(天保三年)

・山形大学附属図書館蔵 二藤部文書

船持清吉、同安三郎が川船方役所に提出した願書。願書内容は、例年氷割船(一番川下の前)に商人荷物を積み請け、その利益をもつて廻米川下げの助け金としてきた。それが荷物不足、船不足のため氷割船での積下げは

なくなり、その上、上郷四ヶ村では私的に小鵜飼船を堺ノ目まで通船させている。これはゆゆしき問題であり、最上川の積み請け荷物は益々減り困窮する原因の一つである。

左沢より下流での小鵜飼船を差止めとするよう嘆願したものである。

○差上申御請書之事

前の小鵜飼船差し止め願に対する請書である。

舟町・寺津・左沢・長崎で所持している小鵜飼船は小川とか川之口で使用しているだけで、もし、最上川本流で通船しているとすれば私用・村用に限定したものである。万一心得違いがあつて商荷物等を下すようなことがあれば、荷物の差押えなど嚴重な処分も受けるといふもの。

寺津・舟町・長崎の小鵜飼船乗の連名と長崎村名主市蔵の責任で返答している。

6 差出申一札之事(天保三年)

・山形大学附属図書館蔵 二藤部文書

寺津、舟町、長崎の小鶴飼乗共が連印をもつて最上船方立会安三郎・清吉に差出した約定書である。

村方夫食、味噌煮大豆他村人用、難破舟の瀬取助合等の外は一切艀船積み請け諸荷物の運送はしない。私用村用として通船を認めてもらう代りに最上船への助成として、一カ年につき金一両二分を差し出す約定である。

この約定は、川船方役所に対しても船持清吉、安三郎から報告されている。

7 乍恐以書付奉願上候（文政九年）

・山形大学附属図書館蔵 二藤部文書

惣船持が通船差配の乱れを正すべく川船方役所に差出した願書である。

寛政四年に最上川通船直差配となり、かつての請負制度も一新し、船方順番甲乙も潔白となり、船方渡世相続も平穩に推移してきたが、その後、仕法の乱れがおこってきたため、船道取締にも船方相続のためにも役立つ堅

慮のある方々と見立て、六名の仮惣代を据えた。兵次郎、円七、清次郎、長兵衛、卯右衛門、儀兵衛である。ところが長兵衛が退役、さらに卯右衛門も退くと、残る四人の仮差配役が「不正之取斗多ク、不取締ニ相成、荷物隠積者最上船ニ不限、酒田舟凡五百艘」にも及ぶとされた。さらに、役所への差上銭一艘に付き五〇文だったものが三〇〇文も取立てるようになり、その額一カ年に錢百五拾貫文にも及んでいるが明細帳には記載されず不明となっている。

寛政四年の改正時に取決めた惣代一名と船持月番二名が順次会所へ詰め、立会運営をすることもいつの間に行われなくなっている。惣代選出についてもかつては船方熟談の上決めていたものが船役所の任命となってきたため、船役所の威光をもって船方を見掠め、諸事我侭勝手取計らいをするようになってしまった。

また、文政八年（一八二五）、船方共へ命じられた準瀬普請代金千両についても仮惣代四人からは何の説明も行われぬ。普請に対する幕府からの御下金のことも同

様である。説明を求めても一向納得のいく返答が得られない。

右四人の仮惣代の不正を糺明すると共に、改正当時の仕法に立ちかえり、惣代一人加役として船持二人月番会所語を行い、荷物の運送、船順番の潔白性の保持について正してほしい。惣船持四七人中三四人の連印をもっての嘆願である。

8 差出申一札之事（天保五年）

●山形大学附属図書館蔵 二藤部文書

最上船持二名の連判をもって船持惣代久兵衛に対し差出した願書である。即ち村山各方面に登す夫食米を最上船と酒田船の双方で運ぶようにしたいが酒田は自分で登したいためか納得しない。酒田船のみで登すと安運賃で可能になるがそれでは最上船の相続が困難になる。酒田側を説得し、双方折半で運送できるよう対処を求めた願書である。

9 乍恐以書付奉嘆願候（文政二年）

●山形大学附属図書館蔵 二藤部文書

船持仮惣代兵右衛門外四名が尾花沢代官田口五郎左衛門に対し、川船方役所下役神部源八の交代を求めた嘆願書である。

商人荷物の取扱量が激減し、最上船の川下げも年二回程度に低下している。それなのに酒田船は当地域の大小豆、たばこ外産物役荷を隠し積みして酒田水揚を行っている。酒田の便益のみを考えている下役人神部源八を交代させてほしいというもの。下役人神部源八とは、文化七年鈴木喜左衛門尾花沢代官支配の節、大石田川船方役所に召し出され、文政十年まで勤役されている。

史料十一 大石田河岸荷問屋株仲間

1 乍恐以書奉願上候（天保七年）

●山形大学附属図書館蔵 二藤部文書

大石田本町荷宿兵藏外二名が川船方御役所に対し、荷問屋株仲間三四軒の中から二藤部兵右衛門外二名を除名

することに反対する意の嘆願書である。

兵右衛門を株仲間より除名する理由として「隠荷物等運送仕候」をあげている。除名に反対する本町荷宿兵藏・四日町兵次兵衛・同組合金十郎の三名は事実無根を強く主張し、加えてこれまでの兵右衛門が村方に対して行ってきた事蹟を列挙しながら大石田村名主土屋忠兵衛はじめその仲間と対抗する。列挙した事蹟は次の通りである。

- ① 船道願入用として大石田四カ村へ金九〇兩を寄附
- ② 河岸願一〇分一伺入用として金四兩余を寄附
- ③ 文化八年、佐竹侯大石田通行時（四カ村役人の要請にこたえて）假本陣を引き受ける。
- ④ 新本陣造立（久太郎方居宅普請）入用の一部拠出
- ⑤ 文政九年、本陣修覆村入用 取替金一〇兩
- ⑥ 文政十三年、久太郎頼母子企画、金六兩余を立替した時の村損金の拠出

村益になることをより多く貢献してきた兵右衛門を名主土屋忠兵衛、本町組頭太右衛門、四日町百姓代五郎八が謀略を企て株仲間から追放しようと企んでいるという

のである。

この嘆願は受け入れられず、結局三二名をもって株仲間が結成されている。

2 大石田河岸御役永荷問屋請印帳（天保七年）

・山形大学附属図書館蔵 土屋家文書

大石田荷問屋株仲間三二名の間に取り交わされた約定についての請印帳である。

① 河岸冥加および賦課税（口永・包分銀）として計永五貫白五拾四文式分に決定したこと。

② 役永については三分は面割（三二名の平等割）七分は出荷高割（荷物請払の実績割）とすること。

③ 無株のものには荷物の請払をしてはならないこと。以上三項目の取り決めである。株仲間の諸運営に当つては、年番制を定めてこれを執り行う仕組である。

荷問屋株仲間の結成と大石田積替河岸願は安永年間から行われていた。

大石田河岸は古来、酒田港よりの積み登し荷物の「積

み替え河岸」であった。享保八年川船請負差配役の成立以後は「積み通し河岸」となり、登せ荷の過半が上郷河岸へ直通となった。大石田は再び積み替え河岸になるために、安永八年大石田荷問屋株設置願を提出し運動を起こす。城米および私領米の積み請けの為に登る酒田船が商人荷を積んで登る場合は例外として積み通しを認めるが、それ以外の登せ商人荷は一口全部大石田河岸で中揚げし、最上船に積み替えて上郷に登す。そのために大石田に積み替えを主とした荷問屋株を設立し、代償として幕府に冥加金を上納するというものである。

これに対し、大石田河岸新規中揚願の差し止めを訴え、積み替え阻止運動が酒田・上郷の商人および船持からまき起った。中揚げ費用の徴収、冥加金の上納にかかわって運賃の値上げ、運送の停滞の恐れなど負担増の懸念からの反対である。結局上郷一七二カ村の反対にあり、大石田の主張は通らず、安永九年六月願書取下げとなった。その後、本町の安右衛門は江戸出府の上荷問屋株設置方を出願したがこの時にもその願いはかなわなかった。

3 仮題（蔵敷料ニ付議定書）（慶応元年）

・山形大学附属図書館蔵 二藤部文書

大石田河岸荷問屋株仲間三三人が蔵敷料の承認許可を求めた嘆願についての議定書である。

最上三河岸（舟町・大石田・清水）では、酒田に下す商人荷物に対し、世話手数料として運賃の一〇分一、蔵敷料として「一駄ニ付永一匁六分六厘」を荷宿が取ることが認められてきた。（延享四年、神山三郎左衛門の建議）

ところが天保の改革で公儀より「諸式下直ニ付」を理由に世話手数料の一〇分一は差し止めと決定された。物価高直になっても手数料が復活しないため、荷宿として土蔵造立や修覆は勿論、河岸冥加永上納にも差し支え、家業相続も危ぶまれるとのことである。物価下直になるまで一〇分一の償として蔵敷料「一駄ニ付永三匁三分二厘」の徴収を認めてほしいという嘆願である。大石田荷問仲間三三名の決議によって役所に願ひ出たものである。欲心に迷い申し合せ事項を破った者については家業差

し止め、諸荷物取り扱いは許可しないという厳しい決意で改善を迫るものであったがその結末は定かでない。

史料十二 廻米海上輸送

差上申船請状之事 (元禄八年)

●山形大学附属図書館蔵 二藤部文書

元禄八年(一六九五)二月、塩飽船(牛島)現香川県丸亀市を中心とする讃州塩飽諸島の廻船の総称)の年寄及び船頭と羽州村山郡の天領の寒河江代官小野朝之丞との間に結ばれた廻米輸送の約定書である。その約定内容は二一カ条に及ぶ。廻船は塩飽船とすること。海上輸送の運賃は米百石に付き金一二兩一歩と銀一二匁とすること、寛文十三年に幕府から出された廻船に関する御条目を船毎に貼布すること、海上における難破船の場合の打米や沢手米のこと、出船より江戸着まで日帳を付けること、隠荷物を積みぬこと、海上にて船より船への売買を行ってはならないこと、その他細部にわたる取り決めである。

幕府は出羽国村山郡の幕領米を江戸に輸送するよう河村瑞賢に命じた。その幕命をおびた瑞賢が寛文十二年大石田にも調査に来たことは前述の通りである。当時既に出羽より西廻り航路による江戸廻米は江戸商人正木半左衛門によって請負われていた。しかし瑞賢はさらに十分な現地調査を行い、下関から瀬戸内海・紀州沖・遠州灘・下田を経て江戸に入るルートを確認した。塩飽島・日比浦・伝法など廻漕路にも精通した優秀な乗組員と堅牢で良質な廻船を幕府直雇で就航させるという新しい方式をとった。

この直雇方式はすでに一部の藩で採用していたが、運賃をはじめ海運諸経費の大幅軽減を計ることができ、その後の幕領米廻漕の基本となったといわれる。

西廻り航路初期の海運史料である。

史料十三 幸生村出銅川下げ

幸生村銅山出銅御川下ケニ付御尋御答等扣留帳

(寛政七年)

・山形大学附属図書館蔵 二藤部文書

寛政七年（一七九五）、柴橋代官池田仙九郎支配當時行っていた「幸生村出銅の最上川下ヶ仕法」について、同十一年後任代官に就任した三河江太忠がお尋ねになったことについて返答した扣留帳である。

四人乗艀一艘当りの積載量と運賃

・積載量 正銅一五〇箇（一箇正味・六貫目）

・運賃 金六両 永七十七文五分

・積出口 牛前河岸

・付添人 上乘一人 酒田湊水揚げまで

これは寛政七年当時の仕法として、船持惣代安太郎と船持月番二名の連名で川船方役所に提出されていたものである。この「申上書」をそのまま「返答書」として示したものである。この仕法をもとに検討した結果三河江新代官は次のように変更されたことが分かる。

・積出口 谷地河岸

・運賃 金五両二分 永二五文

「牛前河岸ニ而小川ニ入候得者、水不足等之節ハ舟御差間

之程も難斗候間、河岸御引下谷地ニ而御積人」とあるよ

うに、積出口を引き下げたため、その分運賃を安くした。

さらに、幸生村大切沢銅山の出銅を大坂廻銅にするにあたり、この取り扱いは廻米同様とし、特に難破船の場合、谷地、清川間であれば大切沢銅山役所、清川、酒田間は酒田出役手代尾関又兵衛がその処理にあたる。海難事故の場合も廻米運送と同様とするとされた。

なお幸生銅山は天和二年（一六八二）に鉦脈が発見され、以後昭和三十六年（一九六一）まで二八〇年間にわたり採鉦が行われていた。

（解説 小山義雄）

平成十六年二月 十日 印刷
平成十六年二月 二十七日 発行

大石田町立

歴史民俗資料館史料集 第九集

編者兼
発行者 大石田町教育委員会

〒九九九一四一二
山形県北村山郡大石田町緑町一番地
電話 ○三三七(三五) 三二二番

印刷所 大場印刷株式会社

山形市立谷川三丁目四八五十二
電話 ○三三二(六八六) 六二五五番